

乙訓圏域障がい者自立支援協議会  
令和4年度 第4回「医療的ケア」委員会 会議録

日時 令和4年12月15日（木）13：30～15：10

場所 乙訓総合庁舎 第2会議室

出席者 21名

キャンバス、第2乙訓ひまわり園代、乙訓ひまわり園地域生活支援センター、向日市社協障がい者地域生活支援センター、乙訓ボニーの学校、乙訓障害者支援事業所連絡協議会、乙訓福祉会、乙訓医師会、京都府乙訓歯科医師会、京都府歯科衛生士会、乙訓訪問看護ステーション連絡会、京都府立向日が丘支援学校、乙訓の障害者福祉を進める連絡会（4）、乙訓保健所保健課、乙訓保健所福祉課、向日市障がい者支援課、長岡京市障がい福祉課、大山崎町福祉課

欠席者 1名 京都済生会病院

事務局 3名

傍聴 1名

配布資料 •次第

- 資料①新聞記事～たん吸引や人工呼吸器など 医療的ケア 当たり前の社会を～
- 資料②令和4年度第1回医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者  
フォローアップ交流会 報告
- 資料③個別会の報告書（案）
- 資料④医療的ケア児・者の生活を支えるために必要なことについて
- 資料⑤乙訓での施設口腔ケアの継続について（ホームページ非掲載）
- 資料⑤-1 スペシャルニーズ専門歯科医院に関するアンケートへのご協力のお願い
- 資料⑤-2 スペシャルニーズ専門歯科医院に関するアンケートへのご協力のお願い
- 資料⑥医療連携体制加算について
- 資料⑦訪問看護の利用調整の概略
- 資料⑧医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ（図）
- 資料⑨退院当日の算定のルール
- 資料⑩新聞記事～医療的ケア障害者 短期入所で支援～
- 資料⑪令和4年度第2回「医療的ケア児等コーディネーター交流会」（案）

**議事概要**

## 1 報告

### ・3号研修周知（人材確保）

委員　　・11月19日（土）、20日（日）に3号研修を行い、19名の合格者を出すことができた。

10年間で300人ぐらいを人材育成しているかと思う。3号研修の周知ということで11月14日に大山崎町、12月5日に向日市に行き、保育所担当課と話をさせてもらった。大山崎町の所長会で説明させていただくことになり、日時を調整中である。

向日市では保育所の管理職の方9名が3号研修の講義を聞いてくださった。

今年は少しずつでも医療的ケアを知っていただけるように周知できたかと思っている。

### ・民生委員の研修を終えて

委員長　・10月21日、27日に開催された民生児童委員に向けた研修について報告をお願いしたい。

委員　　・向日市と大山崎町、そして長岡京市の2回に分けて講演をさせていただいた。24時間介護を受けながら地域でひとり暮らしをしている話と筋ジストロフィーの方々の地域移行支援に取り組んでいる話をさせていただいた。医療的ケアは一見すごく大変なことのように見えるが、環境さえ整えば自分らしくあたり前のように暮らせるというメッセージを届けさせていただいた。うなずきながら聞いてくださり、とても話しやすかった。駆で講演を聞いてくださった方に話しかけられ、「とても勉強になった。」と言っていただき、話をして良かったと感じている。

委員長　・講演後の感想アンケートについても報告をお願いしたい。

委員　　・全ての集計ができていないため、途中経過となる。向日市62名、長岡京市79名、大山崎町15名の参加だった。講演をよく理解できたかという質問に対してはよく理解できた、概ね理解できたということだった。今後の民生委員・児童委員としての活動に役立つかという質問に対しては96%の方が何らかに役立つという前向きな回答をいただいている。アンケートの自由記述欄には、「日頃聞けない分野の話を聞くことができて嬉しい。」「当事者の方による講演は良かったので、また希望する。」との意見をいただき、講演は成功だったと思っている。

事務局　・今回の講演をYouTubeで限定配信している。事務局にメールをいただければ、URLを送らせていただくので利用していただければと思う。

### ・医療型短期入所の進捗状況

事務局　・モデルケースで1ケース、老健の春風でお世話になっている。報告をお願いしたい。

委員　　・9月21日が1回目の体験だった。理学療法士が3名、介護職が5名、看護師もいて10名ぐらいの方が来てくれていた。色々な質問を受けて、専門的なことをたくさん聞いていただけて安心し、ありがたく思った。水分補給、おむつ交換、プレーリーくんという体幹装具の付け方の説明をして終わった。

・11月11日は新聞記者が来られた。看護師が説明の中で、「使命感だと思っている。」と話したのを聞き、ありがたく思った。春風の責任者が病院と施設の違いを説明してくれた。近くに介護施設が欲しいという親の気持ち等も聞いていただき、記者の方にも力になりたいと言つてもらった。皆さんが色々考えてくれていることがよくわかった。

・3回目は11月18日で春風のことを私自身よく知らないことに気づきいろいろと確認した。

部屋が3階なのは医務室があるからと聞いた。3階には介護士が5～6人、看護師が7人程、理学療法士が5～6人おり、順番に交代で看ていると聞き、全員にきちんと伝わっているのかなと思ったが、壁に貼ったりしながら共有しているということだった。移乗時は最初に理学療法士が研究し、それを共有するということ等を聞いた。

・4回目が11月25日。春風でさらに確認したのは、夜間は看護師が1人、4フロアに分かれしており、3階は22床で介護士が1人、全体で介護士が4人、看護師は何かあつたら来てくれることになっているということだった。春風の詳細を聞かず、こちらの要望だけを言っていた。2時間に一回おむつ交換で回ってくれるのだが、個室なのでその間に何かあつたらどうするのかなと思った。

理学療法士から就寝時に使うクッションを持ってくるようにと言われた。横向きにした時等に入れるのだが、リハビリの方は日勤なので、夜は介護士が引き継いでしてくれることがわかつた。丁寧に聞いてくれるので理学療法士がしてくれるものと思い込んでいた。

春風の方は支援について高齢の方とそんなに変わらないと思っておられるようだが、親としては高齢の方との支援は違う。

・12月9日にお昼の注入を入れることになっていたが、コロナで中止となった。

利用する毎に確認できていなかつたことや疑問が出てきて、経験しないとわからないこともあることがわかつた。4回利用させてもらったが、まだまだこれからで、これから知つてもらわないといけないこともあるように思った。

事務局

- ・高齢者と障がい者の実際の違いについては、すり合わせが必要に感じている。行政、事務局で整理をしないといけない。申請から始まる手続きがどうなっているのか定かでないため、行政が要綱に基づいて作成している申請書と合わせて、流れを把握する必要がある。行政からの回答を待っている。

- ・高齢者の福祉と障がい者の福祉の実際の違いは障がい者の利用者に対してのケアを考えると、精神的なケア、気配りの量等に違いが出てくるように感じている。それは春風とすり合わせが必要だと思っている。

- ・高齢者の持ち物と障がい者の持ち物にも違いがある。加湿器や足下のライト、ポジショニングを作るためのクッション、パルスオキシメーターが必要な方もいる。これらは全部、個人で用意となっている。この辺りもどうしていくのか、春風と共有していく必要がある。

#### ・コーディネーター研修修了者のフォローアップ研修

委員

- ・第1回目を11月24日に開催している。参加者はコーディネーター研修修了者（医ケア委員会委員含む）13名、保健所の保健師2名、事務局1名が参加している。京都府障害者支援課から2名来ていただいた。グループディスカッション等にも参加していただいている。

- ・今回からシリーズで医療的ケアが必要な方の事例に関わっている相談支援等の方から、ケース検討のモデルとして事例提供していただき、それに基づき設定した課題について参加者で話し合い、課題の解決に向けた方法として考えられることや、生活していく中で活用できる社会資源がどのくらいあるのか、ないならどうしたら良いのか等を話し合うことで地域の状況を共有しながら、顔の見える関係性を深めていくという主旨でさせてもらっている。

・1回目は就学前の子どものケースを事例として提供してもらった。該当家族の了解は得ている。モデル事例に対してのグループディスカッションを通したケース検討と京都府医療的ケア児等支援センターの現状の取組状況等の報告をしていただいた。内容については資料にある通りである。

・京都府医療的ケア児等支援センターの京都府下の全圏域の医療的ケアが必要な方の生活状況の実態把握は、令和5年1月から開始予定である。

委員会でも状況を確認しながら協力していけたらと思っている。

・今回は就学前の子どもの事例ということで、4つにグループ分けし、それぞれで検討するテーマをあげてもらい話し合った。

・相談支援自体が日頃一人で行って対応することが多く、日常的に事例について相談することが難しい状況がある中で、特に医療的ケアは医療を含めた課題のところで、日々課題意識を持っている方々の集まりであり、交流できることの重要性は感じもらっていると思っている。

・2月17日に2回目を予定している。事例のライフステージをあげていくので、次回は学齢期の子どものケースを用いて、ケース検討することになっている。

事務局 ・資料②の最後に参考①、参考②を付けている。下線部をクリックするとサイトに飛ぶようになっている。

副委員長・この報告は交流会に参加された方全員に送付する予定である。

#### ・個別会の報告

事務局 ・個別会に参加した「医療的ケア」委員の意見を元に作成している。この委員会で確認できれば（案）を取り、個別会に「医療的ケア」委員以外で参加された方に送付、1月の運営委員会に提出していきたいと思っている。意見をいただきたい。

委員 ・6ページ⑤医療的ケアの周知についての最後の文章だが、長岡京市では民間の保育所でも医療的ケア児受け入れの状況があるので文章の内容と違ってくる。向日市でも公立に限らず向日市内の保育所に話をしている現状がある。「圏域全ての保育所に幅広く周知理解を求めていく。」という文章に変えてはどうだろうか。

委員 ・「全て」という表現にするということは形態は問わず、保育として認可を受けた事業所については働きかけをしていくという意味合いで良いのだろうか。

委員 ・今回の意図ではそうなのかなと思っている。

事務局 ・保育に関わる圏域全ての保育所の方へ周知理解を求めていくという形に変えさせていただく。

## 2 生活を支えるために必要なことについて

副委員長・資料④を見ていただきたい。1の（2）京都府障害児（者）地域療育等支援事業から話をさせていただく。説明をお願いしたい。

委員代理・地域療育等支援事業を受けて2年が経つ。9月22日に府の担当者からこの事業については来年度廃止するという申し入れがあった。10月31日に歯科衛生士を含め、圏域の事業所で集まり懇談会を行った。この事業をやめる理由も含め、京都府がきちんと精査してほしい

ということと、この事業を廃止することについては困ることを伝えている。現在京都府からは廃止決定ではなく、委託法人と協議をするということになり、12月19日に京都府の担当者で打合せをすることになっている。そこで決定されていくことになっている。

決定次第、報告をさせていただく。

副委員長・関連して資料⑤-1、⑤-2を見ていただきたい。

事務局・おおはし歯科口腔外科クリニックからアンケートへのご協力のお願いが届いている。

新たにスペシャルニーズ専門歯科医院を来年10月に立ち上げたいという話をいただいている。圏域の中でどのくらいニーズがあるのかを調査したいということである。今年の12月末で一旦集約したいということで、協力をお願いしたい。

・障がいのある方の歯科治療は歯科医一人ではなかなか対応できない。そこに専門のスタッフがいてこそ初めて対応できるものであり、障がいのある方に対してのスペシャルニーズの専門歯科医院を立ち上げたいという話をいただいている。

委員・スペシャルニーズに対応した歯科というのは全国的にも少ない。京都府では京都府歯科医師会がやっている歯科サービスセンターがスペシャルニーズ対応の歯科になる。北部や宇治にもあるが、乙訓では皆無である。安藤先生が障がい児者を対象に治療を進めてくれているが、それに続く歯科医院が全くないのが現状である。保護者の負担も考え、乙訓の中で治療や口腔ケアをサポートできないかということで、進めていきたいというのが実情である。

・このアンケートは歯科に行く、行かないというレベルのアンケートではなく、この地域の皆さんがどういう歯科を望んでいるのかを広くに渡り意見をいただき、できるだけ沿うように持っていきたいと思っている。ぜひ、協力をお願いしたい。

委員・主治医は圧倒的に歯科サービスセンターが多かった。こういう問題については歯科医師会として、ここへ行ってはどうだということは言いづらいところがある。それをはっきり受診先を伝えていくことはとても必要なことだと思う。おおはし先生は口腔外科も専攻されている。ぜひ、期待していただきたい

副委員長・アンケートの回答は11月末ぐらいで100名にも満たない様子だった。アンケートの協力をお願いしたい。

委員・重心の方のところにはアンケートのお願いが結構行っているようだが、発達障がい系のところにはルートがなく行きにくいところがある。紹介等していただければと思う。

副委員長・乙訓圏域障がい児通所支援事業所連絡会や乙訓圏域障がい者相談支援事業所連絡会では案内をした。また、大きなつながりを持っておられる方がいれば一声かけていただければと思う。

事務局・来年度から地域療育等支援事業で施設に行き、利用者の口腔ケアをしながら職員に指導していた取組がなくなってしまう。口腔ケアの部分を今後も継続させていくにはどうしたら良いのか話ができればと思っている。

- ・訪問歯科から指示を受けた歯科衛生士が施設に行くことは可能なのだろうか。
- 委員 　・本来、歯科衛生士が公衆衛生指導に係わることは全く、単独でも問題ない。ただ、施設で実際に利用者の口の中を見るだけなら良いが、手で確認したり、清掃したりする部分があると、歯科医師の見守りや指示が必要のように思う。
- 委員 　・通所施設に行っているということは通常のサービスを受けている。そこに医療としてまたすることはダブルサービスを受けるということで、通常許されないことだと理解している。福祉サービスを切って、医療を入れることは可能だと思う。その辺は施設側でそれがOKかどうかという問題がある。在宅へ行くのは可能だが、施設へは難しい。
- 事務局 　・地域療育等支援事業で利用者を通して職員の専門性向上のところを担っている部分が4月以降どういった形であれば継続できるのか。
- 委員 　・方法としては医療保険を使って介入ということは通常無理である。医療から施設に口腔ケアに行くことは不可能だと考えた方が良い。今、国民皆歯科健診が出ている。歯科健診をしっかりと位置付けることは歯科医師会と相談して可能だと思う。各施設に歯科健診として入り、それとは別に歯科衛生士が日常の口腔ケアとして施設と相談をして、実際に歯科衛生士が施設に入ることが一番自然な形だと思う。そういう形であれば、歯科医師会で健診をしている先生から何かがあった時に歯科衛生士も相談ができる形がとれる。だが、経費の出所が一番問題で、歯科衛生士が介入するのであればお金が必要である。府は地域で位置付けることを目的に立ち上げたこの制度に対して、今回このような提示があったことは乙訓の中で財源を持ち、やっていくことは検討すべきことだと思う。
- 委員 　・施設を貸していただけるということであれば、そこへ派遣することは可能である。サービスを受けている最中にすることがダブルサービスだから、そうでない時、お休みの時等の時間を利用して、形を残していくようなことを考えていくことも必要かと思う。施設側もその辺りのことを協議しながら歯科医師会や歯科衛生士会にも相談していただければと思う。今の京都府事業が廃止になった時でも、後につなぐことぐらいはできるのではないかと思う。
- 事務局 　・また相談させていただこうと思う。何かあれば、委員会を通じて報告させていただく。
- 委員 　・府からの答えが出るのはいつ頃なのかと、府からこの状況を話していただく機会は持てないのかお聞きしたい。
- 委員代理・申し入れはしている。そういう認識は京都府の担当者も持っている。
- 委員 　・歯科健診としてまずは入り、歯科衛生士が施設と契約して入るということだと思うが、歯科健診も施設と先生との契約で健診に入るということだろうか。
- 委員 　・そうである。今現在も歯科医師会を通して各施設の歯科健診が存在している。
- 事務局 　・歯科医師会の会長である内藤先生とも話をさせていただいた。地域療育等支援事業を利用して、乙訓では施設訪問による口腔ケアを実施してきた。施設訪問による口腔ケアは虫歯予防や

かみ合わせや嚥下等の色々な効果を生むというところで、日々のケアが必要でその部分を残してほしいというところだと思う。地域療育等支援事業を利用しての施設訪問による口腔ケアの部分を財源として、京都府で考えていただきたいというところを京都府とひまわり園とで話しあっていただけたらと思う。

委員代理・健診については自己負担をお願いしている事業所もあれば全額法人で負担しているところもあり様々である。その続きの中で今回、歯科衛生士が入ってくる経費をどういう形で財源を持つのかということだと思う。当然、そういう形で話はしていくことになる。

副委員長・また、委員会の中で報告していきたいと思う。

・次に、資料⑥について説明をお願いしたい。

委員・看護職員配置加算を持っていない事業所が訪問看護等と契約を結んで看護師を呼び、医療と非医療である健康チェック等と喀痰吸引辺りをやってもらう。その時には契約し、お金が発生するため、施設が加算を請求する。これが医療連携体制加算である。

・資料⑥-2、「医ケア以外」と「医ケア」と書いてあるがⅠ、Ⅱ、Ⅲについては医療的なケアなのか、医療ではなく誰でもできるが専門知識を持った看護師による確認が必要なのか。行為は医療的なのか、医療的でないのかというので分かれる。横にいくと1名、2名、3名とあり、1人だけなら単価が高い。看護師が滞在した時間で値段が変わる。Ⅳは看護師が医療的行為を行った場合は医師の指示書等が求められてくる。その場合はⅣになる。Ⅳが2つに分かれているのは事業所の種類によってa、bに分かれておりaが短期入所、bが重度障害者包括支援になる。それ以外がその他のサービスになる。VとVIについてはVIの医療的ケアに対し時間による単位の違いである。

委員・この1名、2名というのは対象の利用者の人数で良いだろうか。

委員・そうである。

副委員長・次に、(3) 支援学校送迎に関わる、安心送迎サポート事業について、その後の報告をお願いしたい。

委員・安心サポート事業については他校でも契約が増えてきている。保護者と事業所、訪問看護ステーションとのやり取りの中で学校のサポートも踏まえつつも、やはり保護者だけではできづらいという声から、事業のリニューアルをしながら、より使いやすくというところで今進められている。契約書や見積書のところでは学校も一緒に作っていくように進められてきている。より使いやすくなっているかと思う。キャンセル料も保護者には大きな負担であったが、そのキャンセル料もなくなってきた。少しずつ変わってきており、利用者も増えてきているかと思う。

副委員長・相談支援が関わるところはどうなっているだろうか。

委員・保護者がこのサービスを使っていきたいがどうしたら良いのか等のところで、相談支援の方

にも関わってもらひながら、探してもらうところでお願いできればと思う。ただ、学校から発信することではないので、まずは保護者の方からとなるが、内容の説明等であれば学校から説明することもあるかと思う。

委員 ④・契約書を一緒に作っているというのは訪問看護全体に依頼する契約内容ではなくて、個人の訪問看護ステーションと利用者との契約書ということだろうか。

委員 ⑤・訪問看護の事業所の中で関わっている看護師がいると思う。その方との契約をされるのか、事業所と契約されるのかは最初のところで違ってくるかと思う。契約する対象者によって変わってくると思う。

事務局 ⑥・医療的ケア児の総合支援事業があったと思う。それを活用してというところで、舞鶴市の医療的ケア児居宅等支援事業の実施要綱を京都府からいただき舞鶴市に確認したところ、医療的ケア児支援担当課長が対応してくれた。在宅の医療的ケアが必要な子どもに対して看護師を派遣するというものである。訪問看護で時間が足りないとか、どうしても緊急でお願いしたい時に訪問看護を補完する形でこの制度を使ってもらえばというところで作られていた。報告だけさせていただく。

⑦・舞鶴市の医療的ケア児居宅等支援事業を日中一時で使うのはどうなのかを頭におきながら問い合わせたが、想定されているのは外出先が家族と一緒にというところまでだった。

⑧・他にも舞鶴市では医療的ケア児者タクシー利用券交付事業と日常生活用具の中にバッテリーを入れるという3つのところで国庫補助を使っているということだった。この点についてはもう少し舞鶴市から情報提供をいただき、話を聞いた方が良いかと思っている。協議しきれない部分については次年度以降に引き続き協議していくことになるかと思う。

### 3 その他

今年度の喀痰吸引等研修 11月19日（土）、20日（日）

委員 ⑨・11月19日（土）、20日（日）に乙訓の里にてさせていただいた。19名が受講され、うち2名が再試験で合格されている。対象とする利用者が決まっていない事業所の受講者が1人退職されたという話を聞き、個人の資格ではあるが、具体的に対象者がいないことでつながらないことや事業所の有資格者が増えにくい面があるように思った。そういう意味では、今後も引き続きやっていかないといけない研修だと思っている。来年度、またご協力いただければありがたく思う。

次回 2月13日（月）13時半から 乙訓総合庁舎 第2会議室